

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501776号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600082号

第1 結論

請求者のA事業所における平成19年12月13日の標準賞与額を19万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成19年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月13日

年金事務所からのお知らせにより、A事業所に勤務している時に支払われた請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険の記録が漏れていることを知った。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A事業所から提出された請求者に係る支給控除項目一覧表(平成19年第2回12月分賞与)及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は平成19年12月13日に同事業所から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(19万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月13日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚

生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、A事業所から提出された請求者に係る支給控除項目一覧表（平成 19 年第 1 回 7 月分賞与）及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、平成 19 年 7 月 13 日に同事業所から賞与を支給されているものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501834号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600083号

第1 結論

請求者のA社における平成20年7月29日の標準賞与額を11万2,000円、同年12月29日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成20年7月29日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月29日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月29日
② 平成20年12月29日

年金事務所からの連絡により、A社における請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることがわかった。賞与支給明細書を保有していないが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成20年分の「賃金台帳(平成26年8月22日作成)」及びB銀行から提出された請求者に係る「C資料」により、請求者は、同社から平成20年7月29日に11万2,500円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(11万2,000円)に基づく厚生年金保険料(8,398円)を、同年12月29日に24万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(24万5,000円)より低い標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料(1万8,370円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記「貸金台帳」により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月29日は11万2,000円、同年12月29日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。